

2026 年度入学生用
(令和 8 年度)

生活科学研究科要覧

教育目的・履修要項など



大阪公立大学大学院 生活科学研究科

目次

I. 生活科学研究科の教育目的・目標	1
II. 履修要項	
1. 専攻・分野・コースの名称、修了時の学位、入学定員	4
2. 学年・学期・授業期間等	4
3. 授業時間	5
4. 授業科目の種類	5
5. 授業科目の単位、単位制	6
6. 履修課程と履修上の注意	6
7. 科目ナンバリングのルール	8
8. 履修登録	8
9. 成績評価・試験	9
10. 成績評語と GPA 制度	10
11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）	11
12. 長期履修制度の利用について	11
13. 定期試験受験心得	11
14. 成績評価についての異議申立	12
15. 休講・欠席について	13
16. 他大学院との単位互換・単位認定制度	13
17. 前期終了時の修了	14
18. 年限短縮	14
19. 学籍について	14
20. 修学上の配慮・支援について	15
21. 転研究科	15
22. 研究指導教員の決定と研究指導	15
23. 修了要件	18
24. リーディングプログラムコース	19
25. 学位論文と学位	19
26. 標準履修課程表	20
27. 教育職員免許状の取得	24
28. 各種資格の取得	25
29. 実習費	28
30. 実習用通学定期券	28
31. 生成 AI の利活用に関する学生向けガイドライン	28
32. 教員一覧	29
III. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術 研究に係る行動規範	31

I. 生活科学研究科の教育目的・目標

■教育目的

科学技術の目覚ましい発展・高度化、急速な情報化を背景に生活様式が急速に変化・多様化している。食生活、居住空間、こころの健康などをめぐる課題はますます増大し、社会の成熟化・少子高齢化の中で多様な生活問題への的確な対応が求められている。このような新たな生活問題の解明と対応を担う人材養成が生活科学研究科の教育研究上の目的である。

■教育目標（ディプロマポリシー）

博士前期課程

【食栄養学分野】

<食栄養学コース>

（１）講義と演習を通じ、情報収集・分析力、論理的思考力、知識の活用能力など、食栄養学に関わる高度な専門知識と研究遂行能力を修得するための基盤として必要な基礎的な学修能力を有すること。

（２）専門領域を横断する学際的学修を通じて、問題を俯瞰する姿勢を身につけ、個人から地域コミュニティ、更にはグローバルな観点から現代生活を捉え、研究テーマの設定から遂行、成果還元にいたる研究遂行能力を有すること。

（３）専門領域の体系的学修を通じて食栄養学に関する高度な専門知識を修得し、実験、調査・フィールドワーク、論文作成を通じて涵養した課題探求力、研究プロジェクトの企画・マネジメント能力、問題解決力、プレゼンテーション力やリーダーシップ、国際的コミュニケーション能力など、食による健康増進に関する総括的な研究を遂行する基盤的能力を有すること。

【居住環境学分野】

<居住環境学コース>

（１）現代社会の居住環境に関する諸課題に対して、生活科学に関する知識・技術に基づき、学際的・複合的な問題解決能力を有すること。

（２）実験・調査・フィールドワークなどの手法を複合的に用いて課題を解決する実践的能力を有すること。

（３）高度な専門研究や学際的総合研究のために必要な能力を修得し、それらを発信するためのプレゼンテーション能力、国際的コミュニケーション能力を有すること。

【人間福祉学分野】

＜人間福祉学コース＞

（１）人間福祉学分野に関する高度の知識を修得し、関連諸科学の知識を活用し、個人と社会の関係、生活主体ならびに社会構造について高度で複雑な分析を行うことができる。自治体行政の前提となる社会的なニーズの抽出や分析の能力をもつことが求められる。

（２）人間福祉学分野における技能並びに基礎的素養を修得することで、対人援助の場面で求められる相談援助の技能を活用することができる。人間福祉の現場実践において専門職に求められる高度なスキルを身につける。

（３）人間福祉実践の経験を基盤に、理論的・政策的分野を含めた人間福祉学の体系的な理解を深め、それを更なる実践や政策立案につなげることができる。対人援助の専門職と自治体行政との連携を進めるために必要な能力を身につける。

（４）他の専門職と協働して、人間福祉に関連する課題の解決に取り組むことができる。医療、介護、住まいなど地域において他の専門職との連携を進め、地域の福祉の向上に貢献できる。

（５）他の領域にも応用展開できる力を修得し、関連諸科学との学際的なアプローチや国際的なアプローチによって研究や実践を発展させ、社会全体の福祉の向上に貢献することができる。

博士後期課程

【食栄養学分野】

＜食栄養学コース＞

（１）講義と演習を通じ、情報収集・分析力、論理的思考力、知識の活用能力など、食栄養学に関わる高度な専門知識と研究遂行能力を修得するための基盤として必要な基礎的な学修能力を有すること。

（２）専門領域を横断する学際的学修を通じて、問題を俯瞰する姿勢を身につけ、個人から地域コミュニティ、更にはグローバルな観点から現代生活を捉え、社会が直面する様々な生活課題について、研究テーマの設定から遂行、成果還元に至る自立した研究遂行能力を有すること。

（３）専門領域の体系的学修を通じて食栄養学に関する高度な専門知識を修得し、実験、調査・フィールドワーク、論文作成を通じて涵養した課題探求力、研究プロジェクトの企画・マネジメント能力、問題解決力、及びそれらを発信するプレゼンテーション力、国際的コミュニケーション能力など、社会が直面する様々な生活課題を実践的に解決していく能力、食による健康増進に関する総括的な研究を遂行する基盤的能力を有すること。

【居住環境学分野】

＜居住環境学コース＞

（１）現代社会の居住環境に関する諸課題に対して、生活科学に関する知識・技術に基づき、学際的・複合的な高度な問題解決能力を有すること。

（２）実験・調査・フィールドワークなどの手法を複合的に用いて課題を解決する高度な実践的能力を有すること。

（３）高度な専門研究や学際的総合研究のために必要な能力を修得し、それらを発信するための高度なプレゼンテーション能力、国際的コミュニケーション能力を有すること。

【人間福祉学分野】

＜人間福祉学コース＞

（１）自立した研究者として、新規性や開拓性を有している研究に自らの力で取り組み、その成果を国内外で発表することができる。

（２）高度な知識・技術を活用し、実践現場の課題を研究課題としてとらえ、研究の企画、実施、評価、発表までのプロセスについて自らの力で管理・運営できる。

Ⅱ．履修要項

1．専攻・分野・コースの名称、修了時の学位、入学定員

専攻	学位	定員
生活科学専攻 博士前期課程	修士（学術） (Master of Philosophy)	58
生活科学専攻 博士後期課程	博士（学術） (Doctor of Philosophy)	10

分野	コース
食栄養学分野	食栄養学コース (Graduate Course for Nutrition)
居住環境学分野	居住環境学コース (Graduate Course for Advanced Living Environment Design)
人間福祉学分野	人間福祉学コース (Graduate Course for Well-being Sciences)

2．学年・学期・授業期間等

学 年：4月1日～翌年3月31日、

学 期：前期：4月1日～9月23日

後期：9月24日～翌年3月31日

休業日：

- ① 日曜日および土曜日（授業調整日を除く）
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（祝日授業日を除く）
- ③ 春季休業3月20日から4月7日まで
- ④ 夏季休業8月10日から9月23日まで
- ⑤ 冬季休業12月24日から1月7日まで
- ⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度当初に定められる「学事日程」によります。「学事日程」は、毎年度、大学 Web サイト（[ホーム＞教育・学生生活＞授業・履修＞学事日程・授業関係](#)）などで確認してください。

ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験が行われることがあります。

3. 授業時間

時限	時間
1 時限	9:00-10:30
2 時限	10:45-12:15
3 時限	13:15-14:45
4 時限	15:00-16:30
5 時限	16:45-18:15

4. 授業科目の種類

全研究科を対象とする「大学院共通教育科目」があります。

大学院共通教育科目では、全ての大学院生に対して、研究に関する倫理的基盤を培うことを目的に、博士前期課程では「研究公正 A」が、博士後期課程では「研究公正 B」が開設されています。それら科目は各研究科・専攻の教育方針に基づき原則として必修科目です。その他にも、社会や科学技術の変化の本質を見抜く洞察力、社会的課題に積極的にコミットする姿勢の涵養を目指す科目が開設されています。

また、研究科・専攻によって「専門科目」および「研究指導科目」が開設されています。それら科目の設定単位数については、大学院設置基準に示されている時間の範囲内で定めます。また、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせと割合に応じて、先に設定した時間に基づき単位数を定めます。

○科目区分および開設部局

科目区分	開設部局
大学院共通教育科目	国際基幹教育機構
専門科目	各研究科
研究指導科目	

5. 授業科目の単位、単位制

授業科目の単位においては、1単位の授業科目を「45時間」の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法（講義・演習、実験・実習・実技）に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮しておおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算します。

※大学において1単位の修得には「45時間」の学修が必要であり、その際の「1時間」は実際の45分に相当します。すなわち、「2時間」は90分授業（1時限）に相当します。

学修時間数	単位数
授業時間 30 時間（毎週 2 時間 15 週） 事前事後学修 60 時間（毎週 4 時間 15 週）	2 単位
授業時間 30 時間（毎週 2 時間 15 週） 事前事後学修 15 時間（毎週 1 時間 15 週）	1 単位

6. 履修課程と履修上の注意

（1）大学院共通教育科目

全研究科の学生が履修可能な科目として、大学院共通教育科目が開講されています。大学院共通教育科目は、複雑かつ多様な課題が日々新たに出現する現代社会に対応できる能力の修得を目的としています。科目名や単位数、必修・選択・自由の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」および本要覧に記載されています。

（2）専門科目

専門科目においては、各研究科の専門科目に加えて、研究科等によっては共通科目を置き、それぞれの学問分野で共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の修得等を目指します。専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択・自由の区分は、各研究科・専攻の標準履修課程表を参照してください。

（3）研究指導科目

修了要件に必要な研究の指導を受けるため研究指導科目があります。内容は指導教員によって異なります。

（4）必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、各研究科・専攻の定める要件を満たして履修する必要があります。

- ・ 「必修科目」…当該専攻等の教育目的を達成するため、修了要件として修得を必

要としている科目。

- ・ 「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を修了要件に算入する科目。（選択必修科目を含む。）
- ・ 「自由科目」…履修できるが修了要件に算入しない科目。

（５）遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム(Moodle)等によりオンラインで行うことがあります。

（６）集中講義について

週１回の授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することがあります。集中講義の開講日については学生ポータル（UNIPA）により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず登録してください。

（７）履修に関する相談について

①オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が授業担当教員を訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。（オフィスアワーは、シラバスを参照してください。）

②相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明（「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」やシラバス）を参考にし、標準履修課程表を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、各研究科教務担当または指導教員等に相談してください。

（８）他研究科、他の履修コースの履修

研究科において必要と認める場合は、他の研究科、他の履修コースの授業科目を履修することができます。ただし、他の研究科開講科目を履修した単位は、修了要件に含めることはできません。他の履修コース開講科目を履修した単位は、修了に要する単位へ算入できる場合があるため、本冊子「２３．修了要件」を参照し、確認してください。

さらに、研究科において必要と認める場合は、博士前期課程の学生が学士課程の授業科目を、博士後期課程の学生が学士課程または博士前期課程・修士課程の授業科目を履修することができます。なお、この場合、修得した単位を修了要件に含めることはできません。また、履修できる科目については大学 Web サイト（[ホーム＞教育・学生生活＞授業・履修＞要覧](#)）に掲載されている「他研究科生が履修可能な科目一覧」を確認した

うえで、履修登録を希望する場合は、履修登録期間中に各研究科教務担当まで申し出てください。

(9) 科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

- ・ 「〇〇論 1、2～」

科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも1の履修が2の履修の前提条件になっているとは限りません。

- ・ 「〇〇論 A、B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

7. 科目ナンバリング

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた13桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。各授業科目の科目ナンバリングは、シラバスをご確認ください。詳細は大学Webサイト([ホーム>教育・学生生活>授業・履修>シラバス・履修案内](#))をご覧ください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
A	A	A	A	A	A	0	0	0	0	0	-	J	1
└──┬──┘			└──┬──┘			└┬┘	└┬┘	└──┬──┘				└┬┘	└┬┘
①			②			③	④	⑤				⑥	⑦

8. 履修登録

(1) 履修登録

① 学生ポータル (UNIPA) による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期はじめの定める期日まで(4月上旬・9月中旬)に学生ポータル (UNIPA) より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

② 登録上の諸注意

- ・ 標準履修課程表にある配当年次などによく注意して登録してください。試験で不合格となった科目の再履修は原則として次年度以降となりますが、一部の前

期開講科目については、同一年度の後期に再履修できる場合があります。

- ・ 配当年次に満たない年次の学生は、その科目を履修することはできませんが、配当年次を越える年次の学生は履修が可能です。
 - ・ 同一曜日に複数キャンパスで授業を履修する場合、キャンパス間移動の時間が確保できないと判断される場合は履修エラーとなりますので注意してください。
 - ・ 同一曜日時限に、2科目以上を重複して履修登録することはできません。
 - ・ 既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。
-
- ・ 修了予定者が集中講義・単位互換科目等を履修する場合、開講日により修了判定の際の単位に含むことができない場合があるので、履修登録時に教務担当窓口にご相談してください。

③ 履修登録の確認

履修登録締切後の履修登録状況確認日・抽選結果発表日に、学生ポータル (UNIPA) の「抽選希望登録対象一覧」画面および「学生時間割表」画面上にて抽選科目の抽選結果および履修登録内容の確認が可能になります。履修登録状況確認日・抽選結果発表日に登録内容を点検し、希望どおり正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録修正期間内に修正してください。

※履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」を参照してください。

(2) シラバス

シラバスには、各研究科のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学習計画を立ててください。

9. 成績評価・試験

(1) 成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで授業科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「10. 成績評語と GPA 制度」で記載します。成績は学生ポータル (UNIPA) で確認することができます (定められた期間を除く)。

(2) 定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を行わず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。

試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後（試験期間）に実施します。
試験の時間割は授業担当教員に確認してください。

（３）追試験

試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、科目の開設部局（各研究科または国際基幹教育機構）によっては追試験を行うことがあります。

- ①学生が病気または負傷した場合
- ②学生の親族が死亡した場合（２親等以内の親族または同居の親族に限る。）
- ③公共交通機関の遅延による場合
- ④学生が国家試験等を受験する場合
- ⑤学生が裁判員裁判へ参加する場合
- ⑥その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に信憑書類を添えて各科目の開設部局に願い出る必要があります。追試験の実施有無や受験方法等については科目の開設部局に問い合わせてください。

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に追試験願を科目の開設部局（各学部・学域または国際基幹教育機構）に提出する必要があります。提出期日等については、学生ポータル（UNIPA）で改めて通知します。

10．成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、定められた基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。各評語の評価基準などは大学 Web サイト（[ホーム>教育・学生生活>授業・履修>シラバス・履修案内](#)）を確認してください。履修登録した各科目の成績に GP (Grade Point) を割り当てて、その平均を取ったものを GPA (Grade Point Average) といいます。学修の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、修了するのに必要な単位をただ修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることが目的としています。GPA は学期ごとに算出されます。GPA の算出方法は大学 Web サイト（[ホーム>教育・学生生活>授業・履修>シラバス・履修案内](#)）から確認してください。

GPA の対象となる科目は、原則として履修登録した全ての科目です。ただし、修了の所要単位に算入されない科目（自由選択科目）、評語「N（認定）」の「単位認定された科目」、評語「P（合格）」の「成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目」は GPA から除かれます。また、成績証明書には、発行した時点での通算 GPA が記載されます。

なお、履修登録の締め切り以降は、原則として登録した履修科目の変更はできません。

ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

- ① 実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合
- ② 授業についていけるだけの知識不足が発覚した場合

手続きの時期や方法など詳細については「履修登録の手引（大学院生用）」を確認してください。

1 1. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）

生活科学研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において科目を履修し、修得した単位については、研究科の履修課程に照らして有益と認められる場合限り、合計 10 単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定されることがあります。該当者は、入学前までに生活科学研究科教務担当へ申し出てください。

なお、他大学との単位互換・単位認定制度により修得した単位数と合わせて 15 単位を超えることはできません。

1 2. 長期履修制度の利用について

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができる制度です。

長期履修を出願することができる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- ① 職業を有し、就業している者※
- ② 育児、介護等の事情を有する者
- ③ その他、相当の理由があると当該課程の研究科長が認める者

※ ①について、外国人留学生は対象外となります。外国人留学生とは、募集要項で示す外国人留学生特別選抜試験の出願資格を有する者を指します。なお、研究科判断により受け入れる場合もあります。

事情が解消した場合には短縮を申し出ることもできます。

長期履修制度の詳細については、生活科学研究科教務担当に確認してください。

1 3. 定期試験受験心得

- (1) 試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- (2) あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- (3) 受験に際しては、必ず学生証（デジタル学生証は認められません（以下同様））を持参し、着席した机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に所属研究科教務担当窓口等で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。

- (4) 試験を開始して 30 分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 試験を開始して 30 分を経過しなければ退出は許可されません。
- (6) 机上には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。
- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。
- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。
- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
 - ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為
- (14) 試験（遠隔試験、レポートも含む）で不正行為を行った学生に対しては、その試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。
- (15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になる事もあります。
- (16) いかなる試験においても自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

1 4. 成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができます。

- (1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りと思われるもの
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるもの

異議申立を行う場合は、学生ポータル（UNIPA）に掲載する申立期間内に、各科目の開設部局（各研究科教務担当または森之宮学務室教務担当）へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので、注意してください。

15. 休講・欠席について

（１）気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について

取り扱いの詳細は、以下のリンクより大学 Web サイトを確認してください。

[（ホーム＞教育・学生生活＞気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について）](#)

（２）授業欠席時の取り扱いについて

授業を欠席する場合は、大学 Web サイト（[ホーム＞教育・学生生活＞授業・履修＞学事日程・授業関係](#)）を確認のうえ、所定の手続きを行ってください。欠席理由（病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等）の如何を問わず原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の判断によります。

なお、以下の場合の特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合
大学 Web サイト（[ホーム＞教育・学生生活＞授業・履修＞学事日程・授業関係](#)）を確認してください。
- 裁判員制度に伴う裁判に出席する場合
大学 Web サイト（[ホーム＞教育・学生生活＞授業・履修＞学事日程・授業関係](#)）を確認してください。

16. 他大学院との単位互換・単位認定制度

教育上有益であると認められたときには、他の大学院等における授業科目の履修、研究指導の一部を受けることおよび外国の大学院への留学を認められることがあります。

その際に、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議等に基づき、本研究科会議の承認を得て、当該大学院の科目を履修し単位を修得した場合は、10 単位まで修了に必要な単位として認められることがあります。

なお、入学前の既修得単位制度により修得した単位数と合わせて 15 単位を超えることはできません。

17. 前期終了時の修了

博士前期課程において在学期間が2年以上で、修了必要単位を修得した者は3月末だけでなく、前期終了時にも学位の授与を申請することができます。

学位を申請する者は、所定の期日までに学位授与申請書と学位論文等を提出する必要があります。詳細については、生活科学研究科教務担当に問い合わせてください。

18. 年限短縮

在学期間に関して博士後期課程では、優れた研究業績をあげた者は短縮されることがあり、3年（博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとします。

19. 学籍について

（1）休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き2ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。ただし、休学はやむを得ない事由により復学を前提として行うものです。

原則、前期から休学する場合は2月末日、後期から休学する場合は8月末日までに指導教員へ相談してください。なお、「休学願」の提出は休学を開始する日の前日（前期からの休学の場合は3月31日、後期からの休学の場合は9月23日）までに行わなければならないませんが、可能な限り、前期から休学する場合は2月末日、後期から休学する場合は8月末日までに教務担当まで提出してください。

また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きをおこなう必要があります。休学期間は、博士前期課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年を超えることができません。休学期間は在学年数に算入しません。

学年進行の時期は4月で、各年次への進級にあたっては、当該学年に12ヵ月以上の在学期間（休学期間を除く）が必要です。

（2）復学

休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

（3）留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する日の前日までに「留学願」を提出しなければなりません。

(4) 退学

退学を希望する場合は、前期をもって退学する場合は前期末、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

(5) 除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合で「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。

(6) 再入学

退学または除籍された者が、再入学を願い出た場合は、教授会の選考を経て許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から2年以内に限ります。

原則、休学、復学、退学は学期末の1か月前までに、担当教員等による指導助言を受けたうえで願い出るようにしてください。急な事情により願い出が必要となった場合は、すみやかに各研究科教務担当へご相談ください。

20. 修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは生活科学研究科アクセシビリティ支援委員に申し出てください。

21. 転研究科

在学中に特別の事情で研究科を変更したい人のために、転研究科という制度があります。ただし、転研究科を認めていない研究科もあります。

なお、転研究科を希望する学生を受け入れる研究科の事情（定員超過など）により、募集しない場合があります。また、受け入れ先の研究科が定める要件（成績・修得単位数など）を満たす必要があります。詳細については、各研究科等教務担当に問い合わせてください。

22. 研究指導教員の決定と研究指導の方法

【博士前期課程】

■研究指導教員の役割

1. 研究指導教員は、学生の希望する研究課題と自らの専門分野、指導環境などに基づき、学生とともに研究課題を定め、主たる研究指導を行う教員である。
2. 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の教育・研究に資する授業科目について、

シラバスや履修モデルを参考に履修指導を行う。

3. 研究指導教員は、学生の希望に基づき学生ごとに1名が担当する。

■研究指導教員の決定手順

1. 学生は、出願前に希望する教員と面談を行い、希望する研究指導教員を記入した大学院入学選抜試験の出願書類を提出する。
2. 入学後、研究科教授会において、研究指導教員を決定する。

■副指導教員制度

1. 副指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導を補助的に行う教員である。
2. 副指導教員は、上記に加え、研究指導教員の指導に関する相談や調整を行う。
3. 副指導教員は、学生ごとに2名が担当する。

■研究指導計画

本研究科における研究指導計画は、以下の1～4のとおりである。指導教員は学生の研究指導を行うにあたり、この研究指導計画を明示し、毎年度の初めに、学生の1年間の研究計画についての打合せを学生と十分に行った上で、以下に沿って、研究指導を行うものとする。学生の研究指導計画の詳細は、学生の研究計画を確認した上で作成し、明示する。

1. 研究計画の立案（1年次前期）
学生は、指導教員とともに研究指導計画書の研究計画を記入する。
 - (1) 学生は、指導教員と相談して先行研究の整理、研究課題の明確化などを行い、研究計画を立案する。
 - (2) 指導教員は、学生が研究計画を立案するに当たって、研究方法、文献検索方法などを指導する。
 - (3) 研究指導教員は、学生が記入し提出した研究計画書に研究指導計画を記載し、研究計画に基づき、課程修了までの研究計画を1年ごとに記載し、学生と副指導教員に明示する。
2. 研究の遂行（1年次後期～2年次前期）
 - (1) 学生は、研究計画に従って研究を遂行する。1年次では、主に研究方法の確立、実験、調査などを行う。2年次では、定めた研究方法を実行してデータ収集や解析などを行い、研究結果をまとめる。
 - (2) 指導教員は、研究の進捗状況に応じた指導を適宜行う。
 - (3) 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、毎年度の初め、研究指導計画を学生と副指導教員に明示する。
3. 修士論文の作成（2年次後期12月頃まで）
 - (1) 学生は、中間発表を行い、修士論文を執筆する。
 - (2) 指導教員は、修士論文の形式、作法などを指導する。
4. 修士論文の提出（2年次1月中頃）
 - (1) 学生は、修士論文や梗概を期日までに提出する。
 - (2) 学生は、学位論文発表会で発表し、質疑応答を行う。
 - (3) 指導教員は、学位論文審査委員会終了後、研究指導報告書および修士論文審査結果の要旨を研究科教授会に提出し、承認を得る。

【博士後期課程】

■研究指導教員の役割

1. 研究指導教員は、学生の希望する研究課題と自らの専門分野、指導環境などに基づき、学生とともに研究課題を定め、主たる研究指導を行う教員である。
2. 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の教育・研究に資する授業科目について、シラバスや履修モデルを参考に履修指導を行う。
3. 研究指導教員は、学生の希望に基づき学生ごとに1名が担当する。

■研究指導教員の決定手順

1. 学生は、出願前に希望する教員と面談を行い、希望する研究指導教員を記入した大学院入学選抜試験の出願書類を提出する。
2. 入学後、研究科教授会において、研究指導教員を決定する。

■副指導教員制度

1. 副指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導を補助的に行う教員である。
2. 副指導教員は、上記に加え、研究指導教員の指導に関する相談や調整を行う。
3. 副指導教員は、学生ごとに2名が担当する。

■研究指導計画

本研究科における研究指導計画は、以下の1～4のとおりである。指導教員は学生の研究指導を行うにあたり、この研究指導計画を明示し、毎年度の初めに、学生の1年間の研究計画についての打合せを学生と十分に行った上で、以下に沿って、研究指導を行うものとする。学生の研究指導計画の詳細は、学生の研究計画を確認した上で作成し、明示する。

1. 研究計画の立案（1年次前期）
学生は、指導教員とともに相談して研究指導計画書の研究計画を記入する。
 - (1) 学生は、指導教員と相談して先行研究の整理、研究課題の明確化などを行い、研究計画（長期、短期）を立案する。
 - (2) 学生は、副論文①の研究に着手する。
指導教員は、学生が研究計画を立案するに当たって、研究計画書に研究指導計画を記載し、研究計画に基づき、課程修了までの研究計画を1年ごとに記載し、学生と副指導教員に明示する。
2. 研究の遂行（2年次3月頃まで）
 - (1) 学生は、研究計画に従って研究を遂行する。
 - ① 1年次では、12月頃までに副論文①をとりまとめ、学術雑誌等に投稿する。
 - ② 2年次では、5月頃までに副論文②を学術雑誌等に投稿する。
 - ③ 9月に中間発表を行い、12月頃までに副論文③を学術雑誌等に投稿する。
 - (2) 指導教員は、研究の進捗状況に応じた指導を適宜行う。
 - (3) 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、毎年度の初め、研究指導計画を学生と副指導教員に明示する。
3. 博士論文の作成（3年次11月頃まで）
 - (1) 学生は、3年次に学位論文執筆計画を確定し、学位論文を執筆する。
 - (2) 指導教員は、博士論文の形式、作法などを指導する。

4. 博士論文の提出（3 年次 12 月頃）

- (1) 学生は、12 月頃までに博士論文を提出する。
- (2) 学生は、学位論文審査会（1 月頃）、公聴会（2 月頃）で発表し質疑応答を行う。
- (3) 指導教員は、学位論文審査委員会終了後、研究指導報告書および論文審査結果の要旨等を研究科教授会に提出し、承認を得る。

2 3. 修了要件

博士前期課程

博士前期課程では、2 年以上在学し所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者について、学長は本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで博士前期課程を修了した者と認め、修士（学術）の学位を授与します。単位の修得については、大学院共通教育科目の研究公正 A（1 単位）、専門科目のうち必修の生活科学論ゼミナール（2 単位）と前期特別研究 10 単位を含めて合計 30 単位以上を修得するものとし、詳細は各コースで異なります。修士論文の研究指導には最低 450 時間必要と想定し、前期特別研究を 10 単位とします。

<食栄養学コース>

- ① 大学院共通教育科目「研究公正 A」1 単位、生活科学専攻共通科目の「前期特別研究」10 単位と「生活科学論ゼミナール」2 単位、食栄養学科目「食栄養学研究基礎演習 1」4 単位、「食栄養学研究基礎演習 2」4 単位を修得すること
- ② 食栄養学科目および生活科学専攻共通科目の選択科目から 9 単位以上を修得し、①の 21 単位と合わせて 30 単位以上を修得すること
- ③ 必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格すること

<居住環境学コース>

- ① 大学院共通教育科目「研究公正 A」1 単位、生活科学専攻共通科目の「前期特別研究」10 単位と「生活科学論ゼミナール」2 単位、居住環境学科目「修士研究演習 1」4 単位、「修士研究演習 2」4 単位を修得すること
 - ② 居住環境学科目（「修士研究演習 1」、「修士研究演習 2」を除く）から、7 単位以上を修得し、①の 21 単位と生活科学専攻生活科学共通科目の選択科目を合わせて 30 単位以上を修得すること
- なお、修了要件として認められるインターンシップは 4 単位までとする
- ③ 必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格すること

<人間福祉学コース>

- ① 大学院共通教育科目「研究公正 A」1 単位、生活科学専攻共通科目の「前期特別研究」10 単位、「生活科学論ゼミナール」2 単位を修得すること
- ② 人間福祉学科目 10 単位以上を含め、専門科目（選択科目）の中から 17 単位以上を修得し、①の 13 単位と合わせて 30 単位以上を修得すること

③ 必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格すること

博士後期課程

博士後期課程では、3 年以上 6 年以内在学し、大学院共通教育科目の研究公正 B (1 単位)、後期特別研究 10 単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、学長は本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで博士後期課程を修了した者と認め、博士（学術）の学位を授与します。博士論文の指導に最低 450 時間必要と想定し、後期特別研究は 10 単位とします。

2 4. リーディングプログラムコース

生活科学研究科にシステム発想型学際科学リーダー養成学位プログラムを学修するリーディングプログラムコースを置きます。

リーディングプログラムコースの履修を希望する者は、リーディングプログラムにおいて実施される選抜試験に合格する必要があります。

2 5. 学位論文と学位

学位の授与、学位論文申請手続、学位授与申請資格・学位審査基準については、「博士学位論文作成の手引き」に記載します。

26. 標準履修課程表

生活科学専攻 博士前期課程 標準履修課程表

科目区分	科目名	単位 (○印必修)	他研究科等 学生の履修	備考
大学院共通教育科目	研究公正A	①		1年次で履修すること
	科学英語	2		
	Academic Writing	2		
	Academic Presentation	2		
	大学院キャリアデザイン演習A	2		
	大学院キャリア形成論 —学問・大学と社会A	1		
	戦略的システム思考力演習1	2		
	戦略的システム思考力演習2	2		
	イノベーション創出基礎講座	2		
	医療の品質管理A	2		
	グローバル経営特論A	2		
	化学産業論	1		
	バイオデザインA	2		
	人権問題論A	2		
	大学教育基礎演習A	1		
大学院共通教育科目の表中の科目「研究公正A（必修科目）」以外は自由科目であり、修得した単位は修了資格所要単位数には参入しない。また履修に関する注意事項があるため、履修登録前に必ず「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」を参照すること。				
科目区分	科目名	単位 (○印必修)	他研究科等 学生の履修	備考
専門科目	生活科学専攻 共通科目	生活科学論ゼミナール	②	1年次で履修すること
		生活応用統計学特論	2	○
		国際科学コミュニケーション	2	
		Human Life and Ecology	2	
		前期特別研究	⑩	最終年度で履修すること
	食栄養学 科目	食栄養学研究基礎演習1	④	食栄養学コース必修。1年次に指導教員の開講授業を受講すること
		食栄養学研究基礎演習2	④	食栄養学コース必修。1年次に指導教員の開講授業を受講すること
		社会健康科学特論	2	
		社会健康科学特論演習A	1	
		社会健康科学特論演習B	1	
		生体機能学特論	2	
		生体機能学特論演習A	1	
		生体機能学特論演習B	1	
		栄養化学特論	2	
		栄養化学特論演習A	1	
		栄養化学特論演習B	1	
		生体エネルギー学特論	2	
		生体エネルギー学特論演習A	1	
		生体エネルギー学特論演習B	1	
		栄養病理学特論	2	○ 担当教員の下承を得ること
		栄養病理学特論演習A	1	
		栄養病理学特論演習B	1	
		分子栄養学特論	2	
		分子栄養学特論演習A	1	
		分子栄養学特論演習B	1	

科目 区分	科目名	単位 (○印必修)	他研究科等 学生の履修	備考		
専 門 科 目	食 栄 養 学 科 目	微生物学特論	2	○	担当教員の下承を得ること	
		微生物学特論演習A	1	○	担当教員の下承を得ること	
		微生物学特論演習B	1	○	担当教員の下承を得ること	
		感染防御学特論	2			
		感染防御学特論演習A	1			
		感染防御学特論演習B	1			
		食品科学特論	2			
		食品科学特論演習A	1			
		食品科学特論演習B	1			
		食品調理加工学特論	2			
		食品調理加工学特論演習A	1			
		食品調理加工学特論演習B	1			
		食品衛生科学特論	2			
		食品衛生科学特論演習A	1			
		食品衛生科学特論演習B	1			
		基礎栄養学特論	2			
		基礎栄養学特論演習A	1			
		基礎栄養学特論演習B	1			
		応用栄養学特論	2			
		応用栄養学特論演習A	1			
		応用栄養学特論演習B	1			
		栄養マネジメント特論	2			
		栄養マネジメント特論演習A	1			
		栄養マネジメント特論演習B	1			
		スポーツ医学特論	2			
		スポーツ医学特論演習A	1			
		スポーツ医学特論演習B	1			
		栄養教育特論	2	○	担当教員の下承を得ること	
		栄養教育特論演習A	1			
		栄養教育特論演習B	1			
		臨床栄養学特論	2			
		臨床栄養学特論演習A	1			
		臨床栄養学特論演習B	1			
		臨床栄養ケア特論	2			
		臨床栄養ケア特論演習A	1			
		臨床栄養ケア特論演習B	1			
		公衆栄養学特論	2			
		公衆栄養学特論演習A	1			
		公衆栄養学特論演習B	1			
		公衆栄養プログラム特論	2			
		公衆栄養プログラム特論演習A	1			
		公衆栄養プログラム特論演習B	1			
		給食経営管理特論	2			
		給食経営管理特論演習A	1			
		給食経営管理特論演習B	1			
		給食栄養管理特論	2			
		給食栄養管理特論演習A	1			
		給食栄養管理特論演習B	1			
		食物栄養学特論	2			
		食物栄養学特論演習A	1			
		食物栄養学特論演習B	1			
		代謝栄養学特論	2			
		代謝栄養学特論演習A	1			
		代謝栄養学特論演習B	1			
		食栄養学特別講義A	2			隔年（2026年度休講）
		食栄養学特別講義B	2			隔年（2026年度開講）
		発達臨床栄養学特論	2			隔年（2026年度開講）

科目 区分	科目名	単位 (○印必修)	他研究科等 学生の履修	備考
専門科目	食 栄 養 学 科 目	発達臨床栄養学特論演習A	1	隔年（2026年度開講）
		発達臨床栄養学特論演習B	1	隔年（2026年度開講）
		健康栄養教育特論1	2	○ 担当教員の下承を得ること 隔年（2026年度休講）
		健康栄養教育特論2	2	隔年（2026年度開講）
		健康栄養教育特論演習A	1	隔年（2026年度開講）
		健康栄養教育特論演習B	1	隔年（2026年度開講）
		学校栄養・食事指導特論	2	隔年（2026年度休講）
		学校栄養・食事指導特論演習A	1	隔年（2026年度開講）
		学校栄養・食事指導特論演習B	1	隔年（2026年度開講）
		食文化特論	2	隔年（2026年度開講）
	居 住 環 境 学 科 目	居住空間情報学系特論	2	
		居住空間構造学系特論	2	○
		居住空間計画学系特論	2	
		建築計画学系特論	2	○ 担当教員の下承を得ること
		居住環境工学系特論	2	○ 担当教員の下承を得ること
		居住安全人間工学系特論	2	
		住生活学系特論	2	
		居住空間設計学系特論	2	○ 担当教員の下承を得ること 演習なども含むため講義時 間の延長などもあり得る
		住居計画学系演習	2	
		建築計画学系演習	2	
		構造系演習1	2	
		構造系演習2	2	
		環境系演習1	2	○ 担当教員の下承を得ること
		環境系演習2	2	○ 担当教員の下承を得ること
		安全・人間工学系演習	2	
		設計プロジェクトマネジメント	4	○ 担当教員の下承を得ること
		修士研究演習1	④	居住環境学コース必修
		修士研究演習2	④	居住環境学コース必修
		設計インターンシップ1	2	担当教員の下承を得ること
		設計インターンシップ2	2	担当教員の下承を得ること
		設計インターンシップ3	4	担当教員の下承を得ること
	人 間 福 祉 学 科 目	居住インターンシップ1	1	担当教員の下承を得ること
		居住インターンシップ2	2	担当教員の下承を得ること
		ケアマネジメント特論	2	
		社会調査研究特論	2	○
		社会福祉学特論	2	○
		社会保障特論	2	○
		医療社会福祉学特論	2	○
		精神保健福祉学特論	2	○
		社会開発学特論	2	○
		国際開発学特論	2	○
		計量犯罪心理学特論	2	
		ソーシャルケア学特論	2	
		社会政策学特論	2	○
		発達臨床心理学特論	2	
		周産期家族臨床学特論	2	
		国際比較研究特論	2	○
		産業保健心理学特論	2	
		ソーシャルワーク特論	2	
		心理療法学特論	2	
		社会福祉実践科学特論	2	
		地域福祉学特論	2	○
		生活ニーズ評価研究特論	2	
		リハビリテーション特論	2	

専門科目の表中の単位欄の○印は必修科目、以外は選択科目または選択必修科目になります。

生活科学専攻 博士後期課程 標準履修課程表

科目 区分	科目名	単位 (○印必修)	備考
大学院 共通 教育 科目	研究公正B	①	
	ビジネス企画実践演習	2	
	スタートアップ&ビジネス戦略事例研究	1	
	事業化コンサルティング演習	1	
	知的財産戦略演習	1	
	アイデア発想力養成演習	1	
	マネジメント&マーケティング演習	1	
	Marketing and Management for Innovative Products/Services	1	
	ベンチャービジネス&アントレプレナーシップ基礎演習	1	
	リーダーシップ&チームマネジメント演習	1	
	企業インターンシップ実践演習	2	
	企業連携研究リーダー実践演習	2	
	医療の品質管理B	2	
	大学教育実践演習	1	
	大学院キャリアデザイン演習B	2	
	大学院キャリア形成論—学問・大学と社会B	1	
	グローバル経営特論B	2	
	人権問題論B	2	
	大学教育基礎演習B	1	
	バイオデザインB	2	

大学院共通教育科目の表中の科目「研究公正B（必修科目）」以外は自由科目であり、修得した単位は修了資格所要単位数には参入しない。また履修に関する注意事項があるため、履修登録前に必ず「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」を参照すること。

科目 区分	科目名	単位 (○印必修)	備考
科 専 目 門	後期特別研究	⑩	最終年度で履修すること

専門科目の表中の単位欄の○印は必修科目になります。

27. 教育職員免許状の取得

本研究科の学生が取得できる主な教員免許状については、次のとおりです。

(1) 取得することができる免許状の種類並びに基礎資格について

免許教科名	免許状の種類	基礎資格
家庭	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること
栄養	栄養教諭専修免許状	修士の学位を有すること 管理栄養士の資格を有すること

(2) 最低修得単位数等について

① 中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状（家庭）

- ・中学校教諭・高等学校教諭(家庭)の一種免許状を既に所得していること、又は、一種免許状の所要資格を得ていること。
- ・『教職課程の手引』の中学校専修（家庭）、高校専修（家庭）より「教科及び教科の指導法に関する科目」の表に示されている授業科目の中から、それぞれ24単位以上修得すること。

③ 栄養教諭専修免許状

- ・栄養教諭一種免許状を既に取得していること、又は、一種免許状の所要資格を得ていること。
- ・『教職課程の手引』の栄養教諭専修「栄養に係る教育に関する科目」の表に示されている授業科目の中から24単位以上修得すること。

なお、教員免許状を取得希望する者は所定の手続きを行ってください。詳細は『教職課程の手引』を参照してください。

28. 各種資格の取得

(1) 一級建築士実務経験に関わる必要科目【居住環境学コース】

目的：持続可能な社会、安心安全な少子高齢社会の構築に向けて貢献できる建築設計・工事監理技術者の育成として、大学での講義・演習に加え、設計事務所等での実務経験（インターンシップ）を実施し、広い専門知識および実践的技術を習得させること。

内容：履修モデルとして、意匠領域の教育プログラム・構造領域の教育プログラム・設備領域の教育プログラムがあります。このうち実務経験1年が認定されるには、インターンシップおよび関連科目の単位数がインターンシップ4単位以上、演習8単位以下、講義(論)8単位以下であり、かつ合計が15単位以上あることが条件となります。

次表1～3を参照し、履修してください。

次表1 《意匠領域の教育プログラム》

科目区分	科目名	単位数	実務経験1年が認定される条件
インターンシップ科目	設計インターンシップ1	2	4単位以上
	設計インターンシップ2	2	
	設計インターンシップ3	4	
関連科目演習	住居計画学系演習	2	8単位以下
	建築計画学系演習	2	
	構造系演習1	2	
	構造系演習2	2	
	環境系演習1	2	
	環境系演習2	2	
	安全・人間工学系演習	2	
	設計プロジェクトマネジメント	4	
	建築工事監理実習特別演習※	2	
	建築プログラム特別演習※	2	
関連科目講義	居住空間情報学系特論	2	8単位以下
	居住空間構造学系特論	2	
	居住空間計画学系特論	2	
	建築計画学系特論	2	
	居住環境工学系特論	2	
	居住安全人間工学系特論	2	
	住生活学系特論	2	
	居住空間設計学系特論	2	
	システムビルディング論※	2	
計			15単位

※工学研究科科目

次表2 《構造領域の教育プログラム》

科目区分	科目名	単位数	実務経験1年が認定される条件
インターンシップ科目	設計インターンシップ1	2	4単位以上
	設計インターンシップ2	2	
	設計インターンシップ3	4	
関連科目演習	住居計画学系演習	2	8単位以下
	建築計画学系演習	2	
	構造系演習1	2	
	構造系演習2	2	
	環境系演習1	2	
	環境系演習2	2	
	安全・人間工学系演習	2	
	設計プロジェクトマネジメント	4	
	建築工事監理実習特別演習※	2	
	建築構造設計特別演習※	2	
関連科目講義	居住空間情報学系特論	2	8単位以下
	居住空間構造学系特論	2	
	居住空間計画学系特論	2	
	建築計画学系特論	2	
	居住環境工学系特論	2	
	居住安全人間工学系特論	2	
	住生活学系特論	2	
	居住空間設計学系特論	2	
	システムビルディング論※	2	
	応用構造設計力学論※	2	
計			15単位

※工学研究科科目

次表 3 《設備領域の教育プログラム》

科目区分	科目名	単位数	実務経験 1 年が認定される条件
インターンシップ科目	設計インターンシップ 1	2	4 単位以上
	設計インターンシップ 2	2	
	設計インターンシップ 3	4	
関連科目演習	住居計画学系演習	2	8 単位以下
	建築計画学系演習	2	
	構造系演習 1	2	
	構造系演習 2	2	
	環境系演習 1	2	
	環境系演習 2	2	
	安全・人間工学系演習	2	
	設計プロジェクトマネジメント	4	
	建築工事監理実習特別演習※	2	
	都市エネルギー工学特別演習※	2	
関連科目講義	居住空間情報学系特論	2	8 単位以下
	居住空間構造学系特論	2	
	居住空間計画学系特論	2	
	建築計画学系特論	2	
	居住環境工学系特論	2	
	居住安全人間工学系特論	2	
	住生活学系特論	2	
	居住空間設計学系特論	2	
	システムビルディング論※	2	
計			15 単位

※工学研究科科目

29. 実習費

実習受講にあたって材料購入費などの経費（実費）が必要になることがあります。

30. 実習用通学定期券

実習用通学定期券は、通常の通学定期券と異なり、実習で自宅から実習施設に行くために発行する特別な定期券です。この実習用通学定期券を購入するためには、本学で発行する「実習用通学証明書」が必要となります。通学証明書を発行するためには、利用する各電鉄会社毎に定期券発行の申請を行う必要がありますので、実習の1.5～2ヶ月前に実習通学区間登録を必ず登録期間内に行ってください。申請方法は改めて案内します。

31. 生成 AI の利活用に関する学生向けガイドライン

本学では、学業や研究において生成 AI を有効かつ安全に活用できるよう、ガイドラインを作成しました。ガイドラインの内容をよく確認の上、適切な場面で責任を持って活用してください。

[生成 AI の利活用に関する学生向けガイドライン](#)

3 1. 教員一覧

生活科学研究科長（生活科学部長） 所 道彦

食栄養学分野 食栄養学コース

分野名	職名	氏名	キャンパス
食栄養学	教授	叶内 宏明	森之宮
	教授	神谷 重樹	森之宮
	教授	栞原 晶子	森之宮
	教授	小島 明子	森之宮
	教授	竹中 重雄	森之宮
	教授	田中 美成	森之宮
	教授	福村 智恵	森之宮
	教授	藤井 英樹	森之宮
	教授	松村 成暢	森之宮
	教授	由田 克士	森之宮
	教授	和田 崇之	森之宮
	特任教授	本宮 暢子	森之宮
	准教授	市川 直樹	森之宮
	准教授	岩城 俊雄	森之宮
	准教授	木下 明美	森之宮
	准教授	金 東浩	森之宮
	准教授	高尾 理樹夫	森之宮
	准教授	高橋 孝子	森之宮
	准教授	早見 直美	森之宮
	准教授	古澤 直人	森之宮
	准教授	松本 佳也	森之宮
	准教授	矢澤 彩香	森之宮
	講師	石橋 ちなみ	森之宮
	講師	川上 由紀子	森之宮
	講師	西岡 愛梨	森之宮
	特任助教	亀田 和美	森之宮

居住環境学分野 居住環境学コース

分野名	職名	氏名
居住環境学	教授	渡部 嗣道
	教授	小伊藤 亜希子
	教授	松下 大輔
	教授	瀧澤 重志
	教授	中野 茂夫
	教授	酒井 英樹
	教授	小池 志保子
	教授	ファーナム クレイグ
	准教授	上田 博之
	准教授	福田 美穂
	准教授	袁 継輝
	准教授	岡本 滋史
	准教授	土井 脩史
	准教授	土井 俊央
	准教授	加登 遼
	助教	西岡 基夫

人間福祉学分野 人間福祉学コース

分野名	職名	氏名
人間福祉学	教授	岡田 進一
	教授	所 道彦
	教授	堀口 正
	教授	大西 次郎
	教授	緒方 康介
	教授	鵜川 重和
	教授	垣田 裕介
	教授	篠田 美紀
	特任教授	中西 亜紀
	准教授	長濱 輝代
	准教授	田中 弘美
	准教授	中村 志津香
	准教授	鵜浦 直子
	准教授	杉山 京
	講師	後藤 佳代子
	講師	山東 愛美
	講師	小松 亜弥音
	特任助教	小澤 裕子
	特任助教	加藤 直子
	特任助教	木内 さくら

Ⅲ．大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範

令和3年12月8日制定

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「本学等」という。）は、本学等で行われる学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学等において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及び本学等における研究活動の支援等に携わるすべての構成員（以下「構成員」という。）に対し、学術研究活動及び学術研究活動の支援等を遂行する上で求められる行動規範を日本学術会議「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改定）に準拠してここに定める。

なお、この行動規範に言う研究者とは、学生を含めて、本学等において研究活動に携わるすべての者を指す。

第1章 研究者の責務

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究活動によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、社会に対して、自らが携わる学術研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（学術研究の利用の両義性）

- 6 研究者は、自らの学術研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施並びに成果の公表及び説明にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を周到に計画して選択する。

（研究グループの代表者の責務）

- 7 研究グループの代表者は、以下の責務を有する。また、研究グループ内のすべての研究者に本規範を周知し、本規範を逸脱することなく公正な研究が遂行できるようにする。
 - ・ 研究実施や論文等の執筆・投稿の際の直接的に必要な確認
 - ・ グループ内での確認体制の構築
 - ・ グループ内における研究データの適切な取扱いと管理
 - ・ グループ内の研究者が各自の能力を十分発揮できるような研究環境の整備

第2章 公正な研究

(研究活動)

- 8 研究者は、自らの学術研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、これに加担・隠ぺい等を行わない。さらに、研究の実施や論文等の執筆・投稿等にあたり研究者が本来果たすべき確認等を怠った場合は、故意性の有無にかかわらず、不正行為の責任を負うべきものと認定されうることを自覚する。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 9 研究者は、責任ある学術研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的かつ継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 10 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、個人情報の管理には細心の注意を払う。また、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 11 研究者は、他者の研究成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

第3章 社会の中の学術研究

(社会との対話)

- 12 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 13 研究者は、公共の福祉に資することを目的として学術研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する助言)

- 14 研究者は、政策立案・決定者に対して助言を行う際には、その知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

第4章 法令遵守等及び本学等の責務

(法令等の遵守)

- 15 研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用等にあたっては、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(差別の排除とハラスメントの防止)

- 16 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・民族、性的指向・性自認、社会的身分、門地、思想・信条、宗教、障害等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

また、意図の有無にかかわらず、研究活動のなかでハラスメントが起こり得ることを認識して、その防止に努める。

(利益相反)

- 17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(環境・安全への配慮)

- 18 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（劇毒物、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物等）を取り扱う場合には、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(本学等の責務)

- 19 本学等は、以下の取り組みにより、研究の公正を確立・維持し不正を防止する管理・統括の責務を有する。
- ・ 研究倫理の確立
 - ・ 研究者倫理の向上
 - ・ 研究環境の整備
 - ・ 研究におけるコンプライアンスの確立
 - ・ 不正行為に対する適切な対応

(構成員の責務)

- 20 構成員は、研究者とともに本学等の研究活動の推進を担うという責任を自覚し、関係法令、本規範並びに本学等に適用される規程等を遵守し、本学等における研究活動の支援等を適切に行う責務を有する。また、研究の公正を実現し不正を防止するために必要な教育啓発に取り組む責務を有するとともに、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為に加担・隠ぺい等を行わない。

附則

- 1 この規範は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人大阪定款附則第2項の規定に基づき、大阪府立大学及び大阪市立大学が存続する期間においては、この行動規範における「大阪公立大学」を「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」と読み替える。

大阪公立大学大学院 生活科学研究科

教育推進課

TEL 06-6605-2803(直通)

MAIL gr-kyik-life@omu.ac.jp

<https://www.omu.ac.jp/life/>